

平成19年度 輸入食品監視指導計画(案)

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

輸入食品の監視指導の 基本的な考え方

- 食品安全基本法→食品の安全確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行う
- 3段階での適切な対応が必要
 - 輸出国における対策
 - 水際(輸入時)での対策
 - 国内流通時での対策

輸入食品監視指導計画

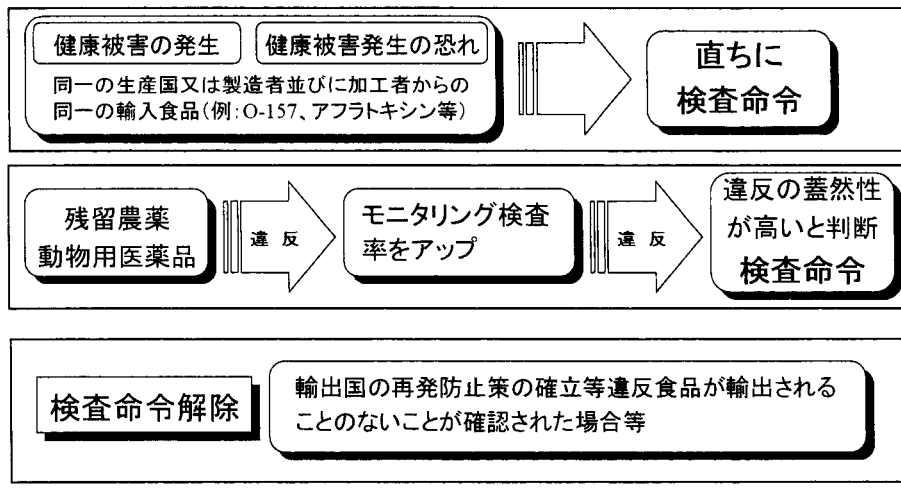
- 改正食品衛生法により既に策定された監視指導指針に基づき策定(H15. 8. 29)
- 具体的な内容
 - 重点的に監視指導を実施すべき項目
 - 輸入を行う営業者に対する自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項
- 毎年度、当該計画を定め、公表
- 策定にあたっては、広く国民の意見を求める
- 監視指導の結果を公表

輸入時に重点的に監視指導を実施すべき項目

- 輸入届出時における法違反の有無のチェック
 - 輸入届出、輸出国政府の証明書
 - 輸入者からの報告徴収
- 年間計画に基づく輸入時モニタリング検査の実施
 - 平成17年度 7万7千件
 - 平成18年度 7万8千件
 - 平成19年度(案) 7万9千件
- モニタリング検査等で違反が発見された場合は、輸入時の検査を強化→検査率アップ、検査命令
- 輸入者の自主検査指導 等

厚生労働大臣による検査命令

検査命令発動の要件



残留農薬や残留動物用医薬品等に係る検査強化

輸出国における残留農薬等の管理体制を踏まえ、統計的に一定の信頼度で法違反を検出することが可能となるよう、当該輸入食品等及び検査項目に係るモニタリング検査の検査率を引き上げて1年間継続して実施する。

→ 当該輸入食品等の輸入実績を勘案し、1年間の検査件数が300件程度になるようモニタリング検査の検査率を引き上げる。

(参考) 農畜水産物の上位10カ国、10品目の平均年間届出件数(H17)約1,000件

検査命令の解除

- ① 輸出国における原因究明及びそれに対応した輸出国での新たな規制、農薬等の管理状況や検査体制の強化等の再発防止対策の確立がされ、二国間協議、現地調査、輸入時検査等によりその有効性が確認された場合
- ② 2年間に渡り違反事例がなく、かつ検査命令実施件数が300件以上あるものについては、検査命令を一時的に解除し、その後、モニタリング検査の検査率を引き上げて一定期間継続して実施する。

海外情報に基づく緊急対応

- 海外における食品安全情報の積極的な収集
 - 国立医薬品食品衛生研究所安全情報部
 - 食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課
- 問題の食品が我が国に輸入されている場合には、
流通状況調査、回収、輸入時検査強化

具体例：イタリア産ナチュラルチーズ(リステリア菌汚染)等

輸出国における衛生対策の推進

- 我が国の食品衛生規制の周知
 - 輸入食品監視指導計画及びその結果に関する英語版情報の提供
 - 食品衛生規制に関する英語版情報の提供
 - 在京大使館、輸入者等への情報提供
- 二国間協議、現地調査等
 - 違反原因の究明、再発防止対策の確立の要請
 - 現地調査による輸出国における生産段階での衛生対策の検証
- 輸出国への技術協力

輸入者への自主的な衛生管理の 実施に係る指導

- 基本的指導事項を踏まえ、輸入前指導の実施（特に初めて輸入する食品の場合や違反事例のある食品）
- 輸入前指導による違反発見→改善指導、輸入見合わせ指導
- 自主検査の指導
- 記録の保存
- 輸入者、通関業者、倉庫業者への食品衛生に関する知識の普及啓発

違反が判明した場合の対応

- 輸入者に対し、積み戻し又は廃棄等を指示（国内流通の場合には、関係の都道府県等と連携し、回収等の措置を講じる）
- 都道府県等により違反輸入食品の発見→当該情報に基づき輸入時の検査強化
- 違反のあった輸入者に対する措置
 - 原因究明の調査
 - 同一製品を再度輸入する場合にあつては、サンプル品の検査等による改善が図られていることの確認
- 違反を繰り返す輸入者に対する営業の禁・停止
- 輸入食品の違反情報の公表（ホームページ）

平成19年度輸入食品監視指導計画の 主な改正(強化)点

➤ 輸入時の監視強化

モニタリング検査計画 7万9千件 (平成18年度 7万8千件)

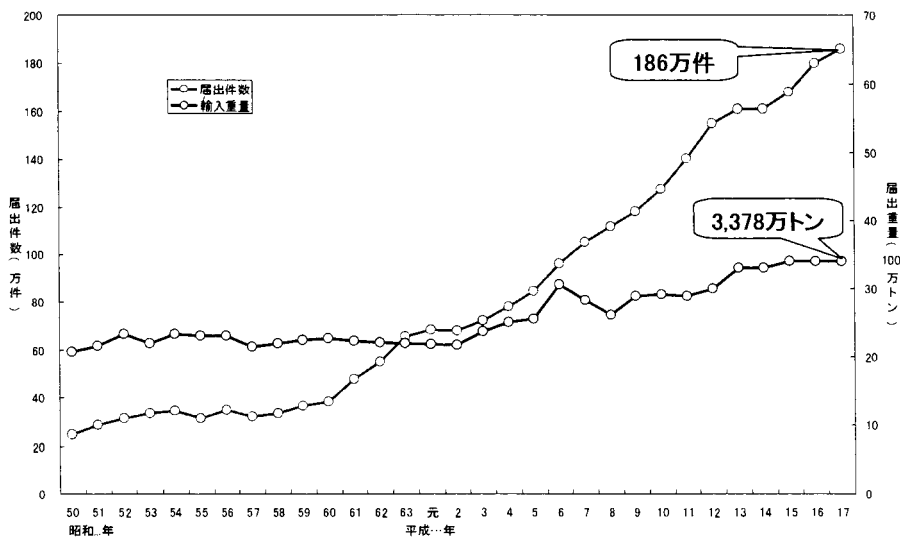
➤ BSEの問題に係る対日輸出牛肉の安全性確保

現地調査結果及び輸入時の検査結果等を踏まえ、重点的、効率的かつ効果的な検査体制を確保し、輸出国政府が管理する対日輸出プログラムの遵守状況を引き続き検証していく。

➤ ポジティブリスト制度を着実に実施するためのモニタリング検査項目の拡充

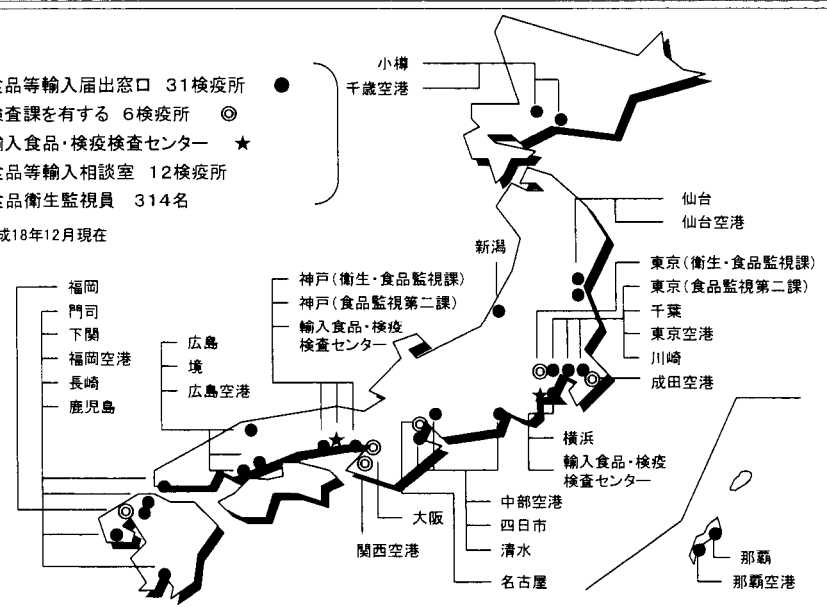
輸入食品監視指導の現状

食品等の輸入届出件数・重量推移

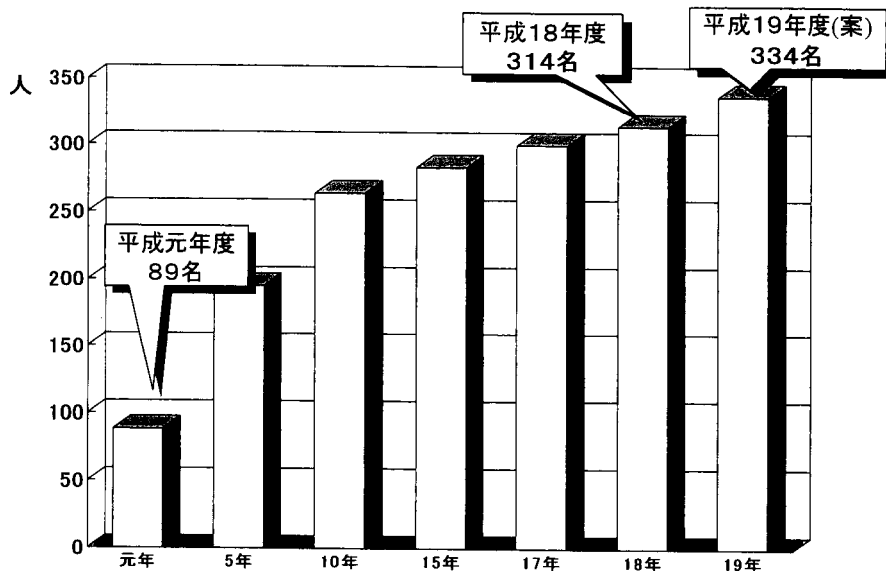


食品等輸入届出窓口配置状況

- 食品等輸入届出窓口 31検査所
 - ◎ 検査課を有する 6検査所
 - ★ 輸入食品・検疫検査センター
 - 食品等輸入相談室 12検査所
 - 食品衛生監視員 314名
- ※平成18年12月現在



検疫所の食品衛生監視員年度推移



平成18年度 輸入食品監視指導計画 監視結果(中間報告)

年度途中、年度終了後、計画に基づく監視結果を公表
(本年度は平成18年4月～9月までの結果を11月に公表)

1. 届出・検査・違反状況

届出件数…923,968件、検査総数…94,920件(検査率10.3%)
違反件数…629件

2. 主な違反事例

3. モニタリング検査実施状況

計画数約78,000件に対し、実施率約52%(平成18年4月～9月)

4. モニタリング検査強化対象品目

20カ国・1地域 56品目

5. 検査命令移行品目

10カ国・1地域 22品目

6. 主な検査命令対象品目、違反状況

対象品目数:全輸出国15品目及び28カ国・1地域の149品目
(平成18年9月30日現在)

おもな食品衛生法違反内容(平成18年度中間報告)

違反条文	違反件数	構成比(%)	主な違反内容
6 有毒・有害物質等を含む食品等の販売等の禁止	156	23.7	どうもろこし、落花生、ハトムギ、ピスタチオナッツ、とうがらし(香辛料等)等のアフラトキシンの付着、有毒魚の混入、下痢性・麻痺性貝毒の検出、キャッサバ等によるシアン化合物の含有、米の輸送時における事故による腐敗・変敗・カビの発生等
10 指定外添加物の販売等の禁止	56	8.5	サイクラミン酸、ポリソルベート、TBHQ、アゾルビン等の指定外添加物を使用した加工食品
11 規格基準に違反する食品等の販売等の禁止	434	66.0	野菜及び乾燥野菜の成分規格違反(農薬の残留基準違反) 水産物及びその加工品の成分規格違反(抗菌性物質の含有) 冷凍食品の成分規格違反(一般生菌数、大腸菌、大腸菌群) 添加物の使用基準違反:ソルビン酸、安息香酸等 過量残存:乾燥野菜の二酸化硫黄等
18 規格基準に違反する器具・容器包装の販売等の禁止	12	1.8	器具・容器包装の規格基準違反 原材料の材質別規格違反
計	658(延数) 629(違反届出件数)		

※ 平成18年4月～9月分集計

ポジティブリスト制度施行後における輸入食品の違反実績

(速報値:平成18年6月1日～11月30日までの違反確定分)

分類	基準	違反件数
残留農薬	新基準	134
	一律基準	118
	従来基準	12
	計	264
残留動物用医薬品	新基準	4
	一律基準	12
	不検出基準	97
	従来基準	6
	計	119

(参考)

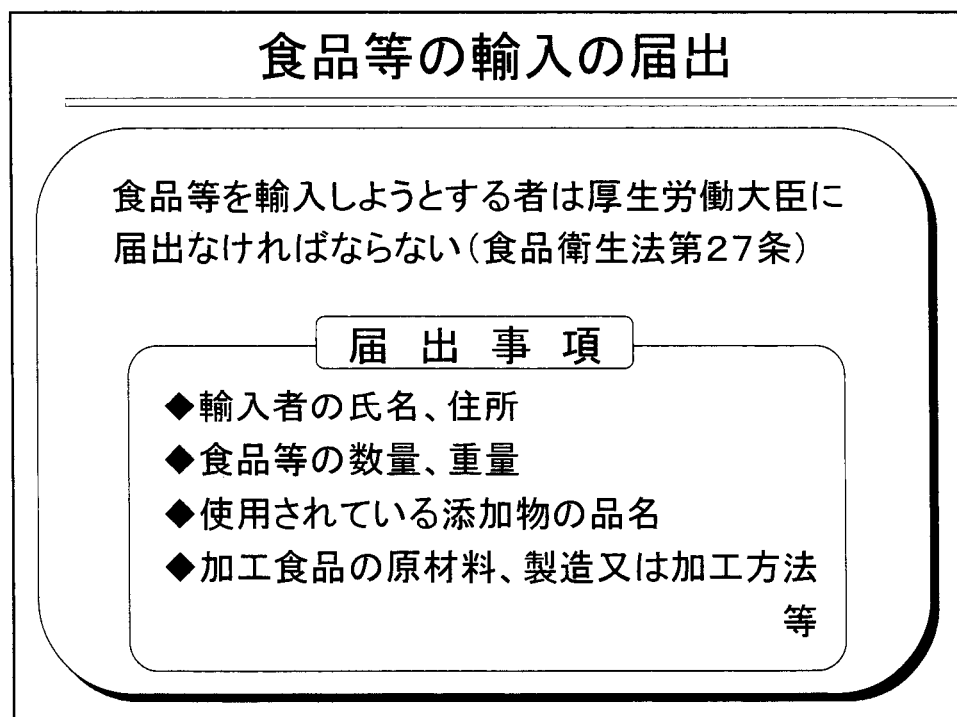
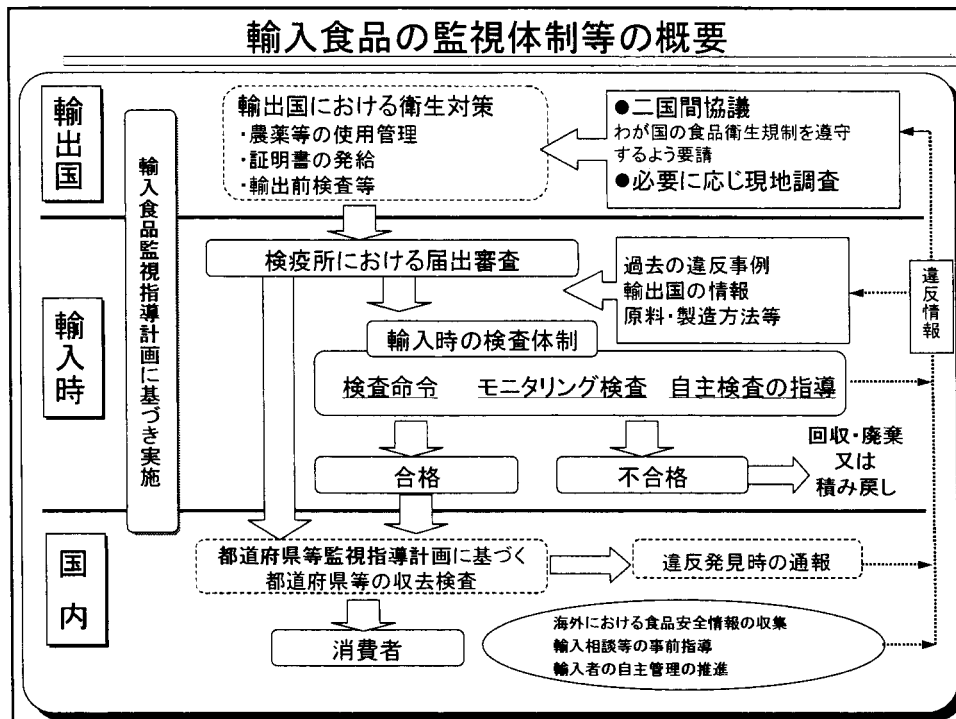
ポジティブリスト制度
施行後の違反実績
前年度比較

	H17年度の1ヵ月 違反平均件数	H18年度の1ヵ月 違反平均件数	比率
残留農薬	4.8	44.0	9.3
残留動物用医薬品	4.5	19.8	4.4

輸出国に対する衛生対策強化要請例

- インドネシア産えび(動物用医薬品)
- エクアドル産カカオ豆(残留農薬)
- ガーナ産カカオ豆(残留農薬)
- 台湾産マンゴー(残留農薬)
- 中国産養殖うなぎ(動物用医薬品)
- 中国産ウーロン茶、しいたけ、ねぎ(残留農薬)
- ベトナム産いか、えび(動物用医薬品) 等

(参考)輸入食品監視指導の仕組み



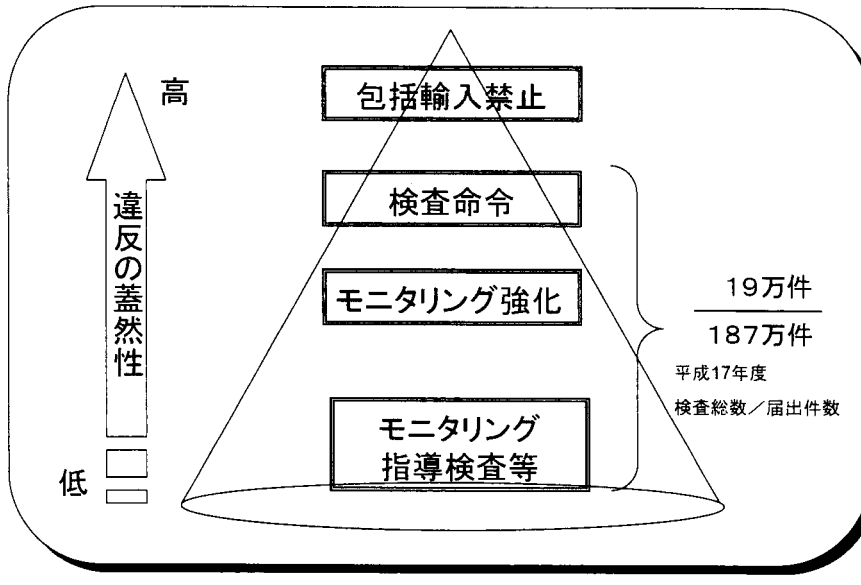
輸入時における検査制度

- 検査命令
 - 食品衛生法の不適合の可能性が高い食品等
 - 輸入者が費用負担、試験結果判明まで留置き
- モニタリング検査
 - 年間計画に基づく検査
 - 試験結果の判明を待たずに輸入可能
- その他の検査
 - 自主検査の指導

輸入食品のモニタリング検査の考え方

- モニタリング検査に必要な検体数は、統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能な検査数を基本としている。
(例)95%信頼度 → 違反率1% → 299件
- 諸外国においては、上記考え方を基本として、検査を実施。
- 我が国においても、これを基本とし、さらに過去の違反率、輸入件数、重量、違反内容の重要度を勘案し、食品群毎(124分類)に検査項目毎の検査件数を設定。

輸入時の検査体制の概要



輸入者に対する基本的指導事項

	輸入時における 危害要因等 (代表的な事例)	事前の確認事項	定期的確認事項 (初回輸入時を含む)	輸送及び保管時 の確認事項
食品等一般 (共通事項)	・規格基準不適合 (清涼飲料水、食 肉製品、冷凍食品 等)	・製造工程、製品に 使用されている原 材料及び添加物 の正確な名称・割 合等の生産・製造 者への確認	・製造工程、原材料等 に変更がないこと ・定期的な試験検査に よる成分規格等の 適合の確認	・保存基準の遵守 ・事故の有無
農産物及び その加工品	・残留農薬 (生鮮品、簡易加 工品等)	・農薬の使用状況	・収穫前、収穫後にお ける農薬の適正な用 法、用量の遵守 ・定期的な試験検査に よる残留農薬の確認	・収穫後における 農薬の使用の 有無
畜産物及び その加工品	・残留動物用医薬 品、飼料添加物	・動物用医薬品、飼 料添加物の使用 状況	・動物用医薬品、飼料 添加物の適正な用法、 用量、休薬期間等の 遵守	